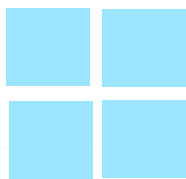




令和7年度
新規の方

山形県



住まいの支援

～移住世帯向け家賃補助金～

県外から移住された方が賃貸住宅に居住された場合、
家賃の一部(上限1万円/月)を最大24か月分補助します！

補助対象者

：以下の1～5全てに該当する方

1. 令和7年中(1月1日～12月31日)に、県外から県内の市町村に移住
2. 移住前に、「やまがた暮らし移住希望登録」に登録
3. 移住後に、「移住完了アンケート」に回答
4. 県内に定住する意思があること
5. 転勤・出向・派遣・進学に伴う移住ではないこと



補助対象額

1. 申請者本人が契約者である住宅賃貸借契約に基づく、
令和7年2月分～令和8年1月分の家賃
(ただし、県営・市町村営の賃貸住宅、社宅、3親等以内親族が所有する賃貸住宅
などは除きます)

◆申請の流れ等は、本チラシ裏面をご覧ください

申請期限

令和8年1月30日

令和7年度山形県移住世帯向け住まいの支援事業費補助金

申請の流れ

※スマートフォンやパソコン等を利用した電子申請となります。

STEP1 移住前に「やまがた暮らし移住希望登録」に登録

右の二次元コードまたは以下URLよりお手続きください。
※山形県移住交流ポータルサイト「やまがたごち」内の登録フォーム
につながります。

URL：<https://yamagata-iju.jp/soudan/ijyu-form.html>

※確認事項がある場合、山形県よりメールまたはお電話にてご連絡します。



STEP2 各市町村で転入手続き

STEP3 移住後に「移住完了アンケート」に回答

STEP1「やまがた暮らし移住希望登録」へ登録完了後、自動返信される受付メールの
本文にて「移住完了アンケート」のURLをお送りしますので、転入後にご回答ください。
※「やまがたe申請」での電子申請となります。

※確認事項がある場合、山形県よりメールまたはお電話にてご連絡します。

STEP4 家賃のお支払い（令和8年1月分まで）

STEP5 必要書類※を準備して「やまがたe申請」で申請

※以下の書類の電子データ（スマートフォン等で撮影した画像やスキャンしたデータ）をご
準備ください。

- 以下の①②のいずれか
いずれも**個人番号がないもの**、かつ、**申請日から3か月以内に発行されたもの**
①住民票謄本の写し ②戸籍の附票謄本の写し
- 住宅賃貸借契約書の写し
（貸主・借主氏名、家賃の金額、契約期間が記載されているページのみ）
- 住宅手当の支給が確認できる書類
（直近3か月分の給与支給明細書の写し）
- 補助金の振込先の通帳の写し
（通帳がない口座の場合は、登録口座ページを印刷したもの）
- 家賃支払証明書（別記様式2）、誓約・同意書（別記様式3）

STEP6 山形県による申請内容の確認

申請順に確認を行いますので、ある程度お時間をいただきます。
確認事項がある場合、山形県よりメールまたはお電話にてご連絡します。

STEP7 交付決定

申請内容に問題がなければ、山形県より交付決定の
ご連絡をいたします。

令和8年3月までに
一括で交付されます

STEP8 指定口座に振込

【お問合せ先】

山形県みらい企画創造部 移住定住・地域活力拡大課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

メールアドレス：yamagatakeniju@pref.yamagata.jp